

地域協議会だより

Vol.46(2020 年 8 月 21 日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会



Y 残暑の候

立秋を過ぎても暦上のことと言わんばかりに居座る暑さですが、活動組織の皆さまにおかれましては、ますますご清栄でご活躍のことと存じます。

さて、今回の協議会だよりでは、令和 2 年度事務研修会の内容と共同活動時における安全確認・農作業中の熱中症の注意について農水省の参考資料を紹介いたします。



Y 事務研修会

令和 2 年度事務研修会は、例年 7 月から 8 月にかけて地域振興局ごとに市町村、組織の皆さまにお集まり頂いて、対象を新規組織と継続組織に分けて開催してまいりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年通りの開催が困難な状況と判断し、研修会の規模、会場、研修内容を縮小した形で開催することになりました。

(8 月 4 日現在)

月・日	市町村	会 場	時 間	参加活動組織等
5/28(木)	川上村	川上村中央公民館	14:00～	8
6/23(火)	諏訪市	諏訪合同庁舎	15:00～	1
6/24(水)	大桑村	大桑村中央公民館	13:30～	2
6/29(月)	飯綱町	飯綱町役場	9:30～	4
7/7(火)	長和町	長和町役場	10:00～	1
7/10(金)	中野市	中野市土地改良区南宮庁舎	14:00～	1
7/13(月)	根羽村	根羽村役場	15:00～	4
7/15(水)	長野市	長野市役所第 2 庁舎	10:00～	2
			14:00～	4
7/16(木)	安曇野市	小田多井公民館	9:00～	1

地域協議会だより

月・日	市町村	会 場	時 間	参加活動組織等
7/16(木)	安曇野市	真々部公民館	13:00～	1
	軽井沢町	軽井沢町役場	14:00～	2
7/17(金)	飯山市	飯山市役所	14:00～	3
	安曇野市	下押野集落センター	15:00～	1
7/21(火)	飯田市	みなみ信州農協	13:30～	7
	山ノ内町	山ノ内町中央公民館	13:30～	5
7/22(水)	松川町	松川町役場	10:30～	5
	飯綱町	芋川防災センター	13:30～	2
7/27(月)	松本市	松本合同庁舎	10:00～	4
	全	全	13:30～	1
	中野市	中野市民会館	13:30～	6
7/30(木)	原村	原村役場	14:00～	8
8/4(火)	長野市	長野市役所第2庁舎	10:00～	3
合 計				76

《 対 象 》

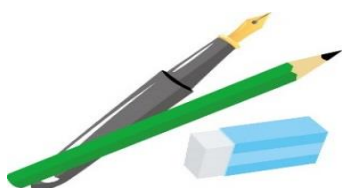
- ①新規組織 ②再認定組織のうち希望する組織 ③5 年計画の最終年度のうち希望する組織
④市町村担当で希望する者

《 研 修 内 容 》

- 事務研修と共同作業における「機械の安全使用に関する研修」を併せて実施
○新規組織、再認定組織、5 年計画の最終年度の組織、市町村担当者ごとにポイントを絞った研修内容を説明

《 開 催 時 期 》

- 今後は活動組織及び市町村からの要望に応じて随時実施する予定です



地域協議会だより

《 研 修 会 場 の 様 子 》



長和町
長和町役場



根羽村
根羽村役場



長野市
長野市役所 (AM)



長野市
長野市役所 (PM)



安曇野市
小田多井公民館



安曇野市
真々部公民館



軽井沢町
軽井沢町役場



飯山市
飯山市役所



安曇野市
下押野集落センター



飯田市
みなみ信州農協



山ノ内町
山ノ内町中央公民館



松川町
松川町役場

地域協議会だより



飯綱町
芋川防災センター



松本市
松本合同庁舎



中野市
中野市民会館



原村
原村役場



長野市
長野市役所



令和 2 年度改正のポイント

災害時の交付金融通が可能となります

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通
対象組織間で既配分の交付金の融通が可能となります。



大雨により農地に堆積した流木等を地域共同で撤去

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることで、**早期営農再開が可能**となります。

※翌年度以降の交付金の交付の際に、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能。

活動要件や項目、取組内容の見直し

資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」

取組内容が拡充されます。

① ◆これまで

「57 医療・福祉との連携」

◆これから

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。



(例) 小学校と連携したアイガモ農法の体験学習

② 「55 防災・減災力の強化」について

「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

作業安全対策

実践活動等の際には、**安全な活動に努める**ものとし、研修メニューに「**機械の安全使用に関する研修**」が追加されます。

※全ての対象組織で、活動期間中に1回以上実施する。

(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)

○共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに参加する。



役員に女性が参画している場合の加算措置の要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から**6割以上**に緩和されます。

「農村協働力の深化に向けた活動」
加算措置要件

農村協働力の深化に向けた活動への支援
400円/10a等

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行うこと。

a

- ・ 構成員のうち、4割以上が非農家
- ・ 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

令和2年度
改正

b

- ・ 構成員のうち、4割以上が非農家、かつ、役員に女性を2名以上選任
- +
- ・ 構成員の6割以上が参加する実践活動を、毎年度2種以上それぞれ別の日に行う

実践活動	参加割合	実施日	判定
水路の泥上げ	6割	4/20	○
植栽等の景観形成活動	6割	6/20	
水路の泥上げ	6割	4/20	×
農道の草刈り	6割	4/20	
植栽等の景観形成活動	6割	4/20	○
生物の生息状況把握	6割	6/20	
水路の泥上げ	6割	4/20	×
水路の泥上げ	6割	6/20	

複数の実践活動
でないため×

複数の実施日
ではないため ×



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます！

持越金についてその額の精査をお願いします

交付金の精算、持越について

使用予定に基づいて**残額の一部又は全部を持ち越し、翌年度以降の活動に使用することが可能**です。持ち越し額については、**十分に精査し実施状況報告書にその使用予定を明記してください。**

※実施期間終了年度末にあっては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持ち越しが可能。

【標準】(一 号)		(例示)
支出 内訳 明細	4、 災害への対応金 (災害補償 - 償還向上 (林野))	増減金①(増減)②③ (増減)時 減、償還内訳、等③記入)
	5、 災害への対応金 (償還向上 (災害命死))	増減金①(増減)②③ (増減)時 減、償還内訳、等③記入)
	出 計	

換金			
換金書の使用予定表			
換金種別・換金期上（両国）			
両国銀行への両替金引付の取書（署名）の提出を要する。かつ、10万円以上は各金融機関に作成。 換金種類によって、各金融機関が提出を要するの提出期限は異なる。			
換金種別	換金方法	換金予定金額	換金期限
			内

備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。

多額な持ち越し（※当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上）を行う場合は、「（別紙）持越金の使用予定表」を作成し、提出。





共同活動における安全確認・農作業中の熱中症に注意 ！

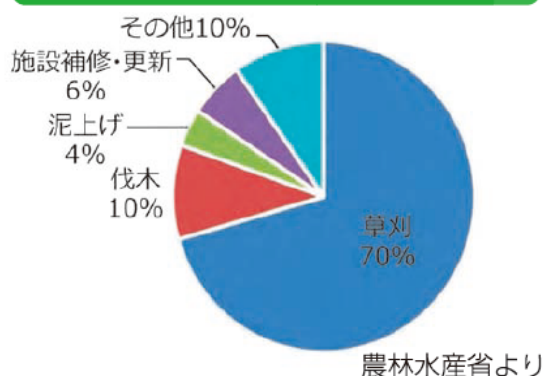
安全管理の徹底について

多面的機能支払交付金の事故は年々増加傾向にあり、**死亡事故に至るケースが発生**しているため、改めて安全管理の徹底をお願いします。

事故の傾向

- **危険な場所の確認不足や複数人による安全な作業体制がとられていなかったことが原因**で、死亡事故や重大な事故が発生しています。
- **草刈り作業中による事故が全体の過半数以上**です。
- 雑木伐採時における車両等機械操作中に多く発生しています。

令和元年度活動項目別の事故発生割合



事故防止のために

◇活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう。

- 特に、**危険な箇所（急傾斜地や窪地、ぬかるみ、段差、危険な動植物など）**のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。

◇活動を行う前に、必ず保険に加入しましょう（交付金による支援の対象になります。）

◇活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です。

- 草刈作業では安全装備（ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴など）を装着し、声掛けを行いながら適切な距離を取り、作業に取り組みましょう。



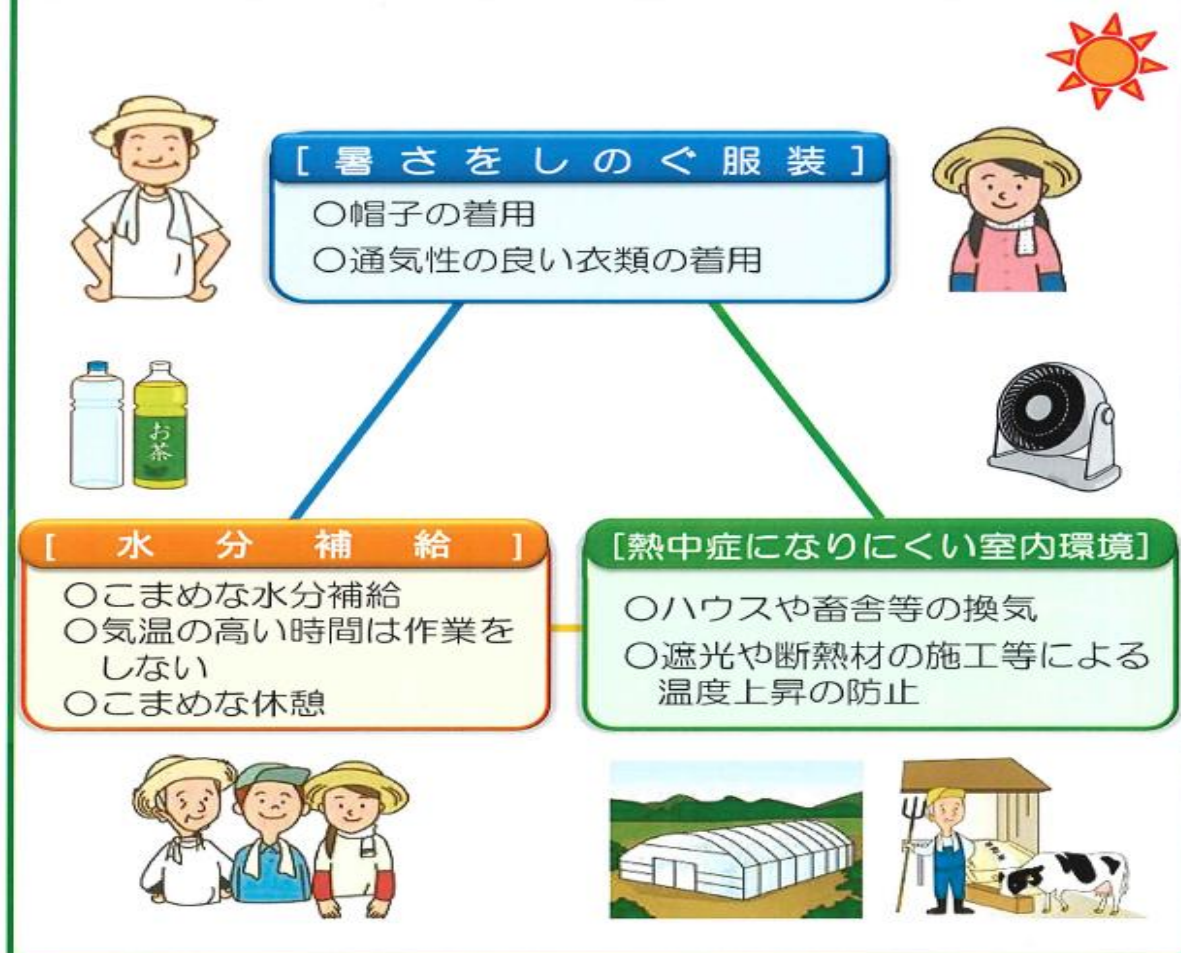
農作業中の熱中症に注意しましょう！

～熱中症は適切な予防をすれば防ぐことができます～

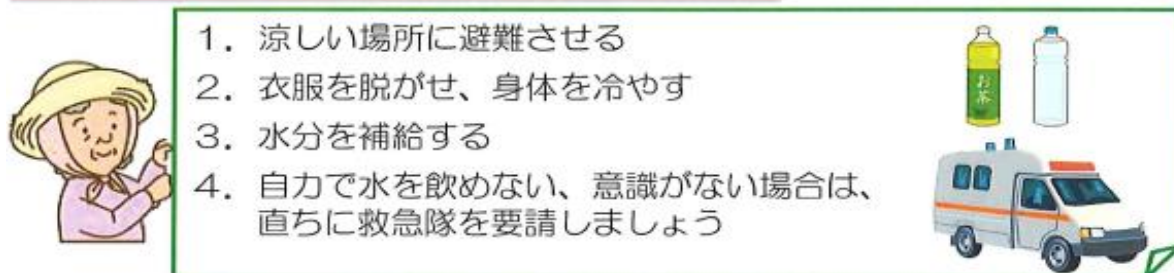
暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

熱中症の予防法

熱中症の予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です！



熱中症になった時の処置は・・・



注意していただきたいこと・お願いしたいこと

①暑さの感じ方は人によって異なります！高齢の方は特に注意が必要です！

- ・熱中症患者の約半数は65歳以上の方です。年齢を重ねると暑さや水分不足に対する感覚機能が低下し、暑さに対する身体の調整機能も低下しています。
- ・自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心懸けましょう。
- ・のどの渇きを感じていなくてもこまめな水分補給をしたり、暑さを感じなくても、日陰等を利用し、こまめな休憩をとるよう心懸けましょう。



②まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

- ・一人作業を極力避け、二人以上での作業を心懸けましょう。熱中症の予防を呼びかけ合うことで、熱中症の発生を防ぐことができます。

③節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください！

- ・節電を意識しすぎるあまり、健康を害することのないようご注意ください。
- ・気温が高い日や湿度の高い日には、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

事務局から

今年度から共同活動等の際は、安全な活動に努めることとなり、研修メニューに「機械の安全使用に関する研修」が追加されました。今まで以上に、安全面のご配慮をお願いします。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

住所 長野市大字南長野字宮東 452-1

長野県土地改良会館別館 3F

(担当: 田中・白石)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>